

## 請負契約書

公立大学法人長野県立大学理事長 安藤 国威（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「請負者」という。）は、次の条項により、役務の提供の請負契約を締結する。

### （総則）

第1条 発注者と請負者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 請負者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （請負業務）

第2条 役務提供の業務名及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務名 スーパー英語 Academic Express 3 の利用環境の提供

(2) 内容 別添「仕様書」のとおり

### （契約期間）

第3条 役務提供の期間は、平成31年4月26日から令和3年3月31日までとする。

### （請負代金）

第4条 請負代金は、次のとおりとする。

2019年度：〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

（内訳）2019年4月1日から2019年9月30日まで税率8% 〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）

2019年10月1日から2020年3月31日まで税率10% 〇〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円）

2020年度：〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円）

（内訳）2020年4月1日から2020年9月30日まで 〇〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）

2020年10月1日から2021年3月31日まで 〇〇〇〇円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇〇円）

### （契約保証金）

第5条 請負者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

2 発注者は、次条の規定により製造物品の引渡しを受けたときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

### ※契約保証金を免除する場合

#### （契約保証金）

第5条 契約保証金は〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。

2 請負者がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(納入及び検査)

第6条 請負者は、毎年度の役務提供業務の完了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の報告書の提出があったときは、速やかに請負者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 請負者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、発注者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は請負者の負担とする。

(請負代金の支払)

第7条 請負代金は各年度2回に分けて支払うものとし、請負者は、9月末及び3月末に、履行した期間に係る支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により適法な支払請求書を受領したときは、支払請求書を受領した日の翌月末までに請負代金を支払うものとする。

(危険負担)

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、請負者の負担とする。

(瑕疵担保)

第9条 請負者は、成果品の引渡し後1年間に、当該製造物品に隠れた瑕疵が発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 請負者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、役務提供業務の仕様等の請負内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と請負者が協議の上、請負代金、納入期限その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 発注者は、第1項の変更により請負者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第12条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 請負者が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期限までに成果品を納入しないとき又は納入することができないと明らかに認められるとき。
  - (2) 請負者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
  - (3) 前各号の場合のほか、請負者がこの契約に違反したとき。
- (談合その他の不正行為による解除)

第12条の2 発注者は、請負者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、請負者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(下請負契約に関する契約解除)

第12条の3 発注者は、この契約の下請負人（一次及び二次下請以降の全ての下請負人を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、請負者に対して下請負契約の解除を求めることができる。

- 2 発注者は、請負者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。  
(歳出予算に計上されない場合の解除)

第12条の4 発注者は、発注者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、請負者に損害が生じたときは、発注者にその賠償を請求することができる。
- 3 前項の賠償金は、第4条の請負代金を24で除した額に、第3条の契約期間満了日までの残余月数を乗じた金額とする。  
(債務不履行の損害賠償)

第13条 請負者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期限までに業務完了報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、請負代金に対し年2.7%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第7条第1項に規定する期限までに請負代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請負代金に対し年2.7%の割合で計算した額の遅延利息を請負者に支払わなければならない。
- 3 請負者は、第9条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。
- 4 請負者は、第12条から前条までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- 5 前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 6 請負者は、第1項又は第4項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第14条 請負者は、第12条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に

支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第15条 請負者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と請負者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年　月　日

発注者	住　所	長野市三輪8丁目49番7号
	職・氏名	公立大学法人長野県立大学理事長 安藤 国威 印
請負者	住　所	○○○○
	法人名	○○○○
	代表者職・氏名	○○○○長 ○○○○ 印